

兵庫県若手優秀施工者賞表彰実施要領細則

(趣旨)

第1条 この細則は、兵庫県若手優秀施工者賞表彰実施要領第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、建設現場において、原則として7年以上の期間（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）、工事施工に直接従事する34歳以下の者で、次の各号のいずれかに該当する者又はこれに準ずる者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の37による届出があった団体（以下「建設業者団体」という。）に所属する会社（県内に主たる営業所を有する建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けた者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条による中小企業者に限る。以下、同じ。）又は建設業者団体所属の会社と協力関係にある会社における常用の被雇用者（臨時的雇用者を除く。以下、同じ）として現在の所属会社に概ね4年以上（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）勤務している者で、かつ県内の建設工事を担当した実績を有する者。
- (2) 建設業者団体所属の個人事業者（その常用の被雇用者を含む。以下、同じ。）又は建設業者団体所属の会社と協力関係にある個人事業者として概ね4年以上（産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。）従事している者で、かつ県内の建設工事を担当した実績を有する者。

(従事年数等の計算)

第3条 従事年数及び年齢は、表彰しようとする年の5月末日をもって計算する。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 建設業者団体の長は、要領第3条に該当する者を被表彰候補者として、別に定める日までに知事に推薦するものとする。

2 県工事発注部局の課長又は地方機関の長は、要領第3条に該当する者を被表彰候補者として、知事に上申することができる。

(被表彰者の決定等)

第5条 知事は、別に設置する兵庫県優秀施工者賞審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

(欠格等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは被表彰者となることはできない。

- (1) 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰を受けたことのある者
- (2) 罪を犯した者及び犯罪容疑者等で表彰することがふさわしくない者
- (3) 建設業法に基づく監督処分を受けた者で表彰することがふさわしくない者
- (4) 表彰日までに退職が見込まれる者
- (5) その他、表彰することが不相当と判断される者

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。